

## 会計規程

一般社団法人粉体工学会

### 1. 目的

この規程は、一般社団法人粉体工学会（以下「本会」という）が主催ないし共催する行事・各種会合・委員会等の会計（以下表示された金額は7条を除き全て税抜きとする）および粉体工学会誌（以下会誌と称する）等刊行・出版活動における会計に関する事項を定めるものである。

### 2. 会誌の原稿料

会誌に掲載された記事の原稿料については以下の取り扱いとする

- 1) 論文（研究論文、技術論文、研究ノート）、個人および団体から粉体工学会誌編集委員会に特別に掲載を依頼された一般記事には原稿料は支払わず、7条に定める掲載料を徴収する。
- 2) 巻頭言は1件につき 4,000 円を支払う。
- 3) 四分法は1件につき 2,000 円を支払う。
- 4) 一般記事のうち、巻頭言、四分法、学位論文紹介以外のものについては、刷り上がり半ページ単位で1,500 円を支払うことができる。

### 3. 会誌以外の原稿料

行事・各種会合の講演論文集・資料など、会誌以外の刊行物についての原稿料は以下の取り扱いとする。

- 1) 基調講演、特別講演等、本会または下部組織が特別に依頼した講演の資料原稿には刷り上がり1ページ当たり、1,500 円を限度として支払うことができる。
- 2) 前項以外の資料原稿に対しては原稿料を支払わない。

### 4. 講演料

行事・各種会合の講演料については以下の取り扱いとする。

- 1) 本会会員が行う依頼講演、講習会等の講演には1時間当たり、10,000 円を支払う。
- 2) 本会会員以外に依頼した講演等には1時間当たり 15,000 円を支払う。
- 3) その他、細目は各会合で定められた会計覚書による。

### 5. アルバイト料

講演会、講習会等で臨時に雇った手伝い（アルバイト）には次の金額を支給する。

1,000 円 × 時間数

### 6. 旅費

- 1) 本会の用務で国内を旅行する場合は6. 3) 項の基準に従って実費を支払う。実費計算において、起点は自宅の最寄り駅とする。ただし、理事会の議を経たものはこの限りではない。外国を旅行する場合は、外国出張についての内規により支給する。
- 2) 職員の旅費は事務局職員出張旅費内規に規定する。
- 3) 旅費は交通費・宿泊費・日当に分けて、以下の基準で支給する。

#### 3.1) 交通費

イ) 交通費は自宅の最寄り駅より目的地の最寄り駅までの公共交通機関の往復の普通料金および特急料金とする。ただし、片道100km未満は新幹線特急料金および在来線特急料金は支給しない。

ロ) 寝台料金は支給しない。

ハ) 航空機の利用は本部事務局の事前承認を要する。

#### 3.2) 宿泊費

イ) 宿泊費は1泊当たり12,000 円を上限とし、宿泊施設の領収書をもって実費を支給する。

ロ) 出発地の駅を6時前に乗車する必要がある場合、または、到着地の駅を23時以降に下車する必要がある場合は、出張日の前泊または後泊を認め、宿泊費を支給する。

3.3) 日当は1日あたり2,000円を支給する。

4) その他の旅費支給に関する事項については旅費支給に関する覚書に規定する。

#### 7. 会誌掲載料および別刷料

1) 粉体工学会誌投稿規程に定めた掲載料については粉体工学会誌掲載・別刷料金表に定める通り徴収する。

2) 別刷料は粉体工学会誌掲載・別刷料金表に定める。

#### 8. 会誌広告掲載料

会誌に掲載する広告は、モノクロ印刷の単月度契約を基本料金として定めた別表に従って徴収する。ただし、カラー印刷等の依頼については、基本料金を参考に広告料を設定する。

#### 9. その他

この規程で定める他の事項に関しては、理事会の議を経て、本部事務局が実施する。

#### (附則)

この規程は、理事会の承認を得て、平成30年1月4日から発効する。

#### (付記)

平成30年2月17日 制定 (理事会承認)

平成30年9月1日 改定 (理事会承認)

令和元年12月7日 改定 (理事会承認)